

長野県からのお知らせ

蓼科ビレッジは、一部のエリアを除き“八ヶ岳中信高原国定公園“の中に位置しています。風致景観を保護するため、法律で規制されている行為があります。違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処される場合があります。

※建築基準法や市の条例とは異なります。ご注意ください。

県の許可が必要

例

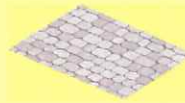
■工作物の新築・改築・増築、色彩の変更



●住宅



●物置小屋・プレハブ小屋



●石畳・砂利敷



●柵・フェンス



●車庫・カーポート



●地面に設置するソーラーパネル

- 土地に定着するもののほか、直接地面に固定しなくても、位置を固定して設置するものは工作物に該当します。
- 地面に埋めるもの（浄化槽や配管など）も工作物に該当します。
- 天望の妨げになるものや、奇抜な意匠のものは申請しても許可されません。
- 工作物のうち、建築物に該当するものは、敷地の広さによって建てられる規模が変わります。

■土地の形状変更、広告物



●地面の掘削、切土・盛土、整地

●看板や標識などの
広告物



許可を受ける必要はないが、
事前に届出が必要

●植栽



●家畜の放牧



例

県の許可が不要

例



- 人力で軽易に持ち運べるもの（プランターや鉢植え、キャンプ用のテーブル・イス、冬用タイヤ、農作業の道具など）を屋外に置く

お問い合わせ先

長野県諏訪地域振興局 環境課
(〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10)

電話 0266-57-2952 (直通)

FAX 0266-57-2968

電子メール

suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

※裏面もご確認ください

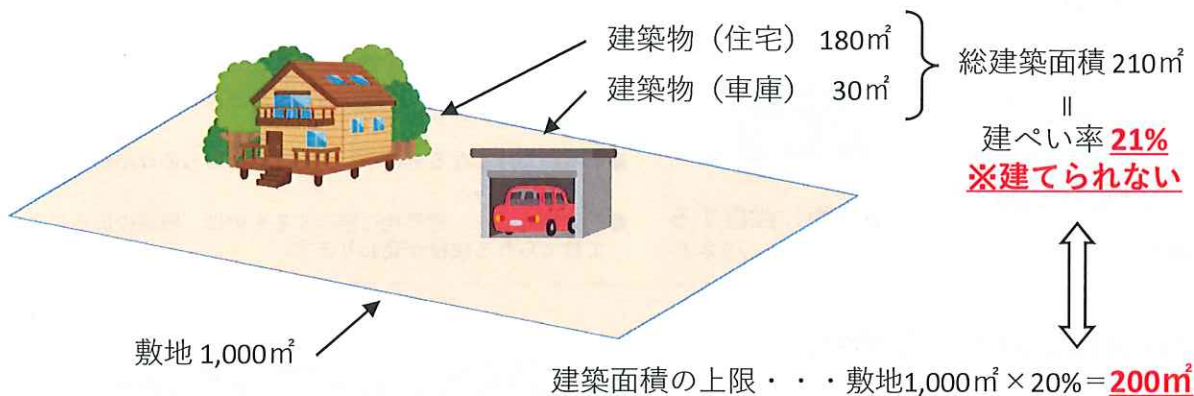
【規制の詳細】

①工作物のうち、建築物（住宅、車庫など屋根＋柱または壁を持つもの）については、厳しい規制があります。

- ・ 2階建以下
- ・ 高さ10m以下
- ・ 建築面積2,000㎡以下
- ・ 建ぺい率（20％・15％・10％）以下
- ※敷地面積に対する総建築面積の割合 ※場所により異なります
- ・ 容積率（60％・40％・30％・20％）以下
- ※敷地面積に対する総延面積の割合 ※場所により異なります

【例】建ぺい率20%以下の土地の場合

- ・ 敷地面積＝1,000㎡
 - ・ 建築面積の上限＝1,000㎡×20％＝200㎡
 - ・ 建築面積＝住宅180㎡＋車庫30㎡＝210㎡
 - ・ 建築面積の上限200㎡＜建築総面積210㎡
- 建築不可（建ぺい率の規準を超過しているため、許可を受けられない）



②工作物のうち、発電施設（太陽光パネルなど）を地面に設置する場合は、さらに厳しい規制があります。

③その他の工作物の場合は、風致・景観に配慮した色彩や形態とする必要があります。

④工作物以外の禁止行為については、表面を参考に、お問い合わせ先までご相談ください。

⑤ **！ご注意ください！**

- ・ 工作物の場合、建築基準法とは規制の内容が異なります。建築基準法の手続きが不要であっても、自然公園法の手続きが必要となります。
- ・ 表面の例は、すべて蓼科ビレッジの敷地に限った例です。同じ国定公園の中であっても、場所によって規制の内容が大きく異なります。
（例・・・宅地の外では木竹の伐採が禁止される など）
- ・ 自然公園法に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処される場合があります。規制に該当するかどうか不安なときは、自分で判断せず、県へお問い合わせください。